

通所リハビリテーション料金表

【利用者負担2割の場合】

2018年4月1日改定

区分内容		法定利用単位	法定利用金額	負担額の目安	
基本料金	1 2時間未満	要介護1	329 単位	3,345 円	669 円
		要介護2	358 単位	3,640 円	728 円
		要介護3	388 単位	3,945 円	789 円
		要介護4	417 単位	4,240 円	848 円
		要介護5	448 単位	4,556 円	912 円
	2 3時間未満	要介護1	343 単位	3,488 円	698 円
		要介護2	398 単位	4,047 円	810 円
		要介護3	455 単位	4,627 円	926 円
		要介護4	510 単位	5,186 円	1,038 円
		要介護5	566 単位	5,756 円	1,152 円
	3 4時間未満	要介護1	444 単位	4,515 円	903 円
		要介護2	520 単位	5,288 円	1,058 円
		要介護3	596 単位	6,061 円	1,213 円
		要介護4	693 単位	7,047 円	1,410 円
		要介護5	789 単位	8,024 円	1,605 円
	4 5時間未満	要介護1	508 単位	5,166 円	1,034 円
		要介護2	595 単位	6,051 円	1,211 円
		要介護3	681 単位	6,925 円	1,385 円
		要介護4	791 単位	8,044 円	1,609 円
		要介護5	900 単位	9,153 円	1,831 円
	5 6時間未満	要介護1	576 単位	5,857 円	1,172 円
		要介護2	688 単位	6,996 円	1,400 円
		要介護3	799 単位	8,125 円	1,625 円
		要介護4	930 単位	9,458 円	1,892 円
		要介護5	1,060 単位	10,780 円	2,156 円
6 7時間未満	要介護1	667 単位	6,783 円	1,357 円	
	要介護2	797 単位	8,105 円	1,621 円	
	要介護3	924 単位	9,397 円	1,880 円	
	要介護4	1,076 単位	10,942 円	2,189 円	
	要介護5	1,225 単位	12,458 円	2,492 円	
7 8時間未満	要介護1	712 単位	7,241 円	1,449 円	
	要介護2	849 単位	8,634 円	1,727 円	
	要介護3	988 単位	10,047 円	2,010 円	
	要介護4	1,151 単位	11,705 円	2,341 円	
	要介護5	1,310 単位	13,322 円	2,665 円	
加算	リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満	12 単位	122 円	25 円
		4時間以上5時間未満	16 単位	162 円	33 円
		5時間以上6時間未満	20 単位	203 円	41 円
		6時間以上7時間未満	24 単位	244 円	49 円
		7時間以上	28 単位	284 円	57 円
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)/日	18 単位	183 円	37 円	
	入浴介助加算/日	50 単位	508 円	102 円	
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ/月	330 単位	3,356 円	672 円	
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ開始日から6月以内/月	850 単位	8,644 円	1,729 円	
	リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ開始日から6月超 /月	530 単位	5,390 円	1,078 円	
	短期集中個別リハビリテーション実施加算/日	110 単位	1,118 円	224 円	
	栄養改善加算	150 単位	1,525 円	305 円	
	栄養スクリーニング加算/月	5 単位	50 円	10 円	
	口腔機能向上加算	150 単位	1,525 円	305 円	
重度療養管理加算/日	100 単位	1,017 円	204 円		
中重度者ケア体制加算/日	20 単位	203 円	41 円		
事業所が送迎を行わない場合/片道	-47 単位	-477 円	-96 円		
保険外実費	食費	昼食	650 円	※	
		おやつ	50 円		
	おむつ代(1枚)	リハビリパンツ	300 円	※	
		テープ式おむつ	300 円		
		平おむつ	70 円		
		尿取りパット	70 円		
日常生活費(教養娯楽費含む)	500 円				
特別な食費	実費		※		

※上記料金に消費税は含まれております。

※ 1単位単価は、地域サービスの種類により区分が定められています。山梨県甲府市の通所リハビリテーションにおける単価は1単位10.17円となります。法定利用単位に10.17を乗じた金額が、介護給付費(法定利用金額)となります。

※ 自己負担額は、法定利用金額の1割となり、上記料金表は1円未満を切り捨てとなります。月額での計算の際には、端数処理を行いますので目安の金額と多少異なります。

※ 保険適用合計額には、4.7%相当の「介護職員処遇改善加算(Ⅰ)」が加わります。